

令和5年1月13日
茅ヶ崎市景観まちづくり審議会
報告1号 資料2-1

茅ヶ崎市景観計画
前期（2018（H30）～2022（R4））
報告書

目 次

1	目的及び構成	5
(1)	目的	5
(2)	構成	6
2	茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価	15
(1)	特別景観まちづくり地区の指定	17
	辻堂駅西口地区	17
	茅ヶ崎海岸・漁港地区	18
	茅ヶ崎駅南口地区	19
(2)	景観資源の指定	20
	景観重要公共施設	20
	景観重要建造物	21
	景観重要樹木	22
	ちがさき景観資源	23
(3)	公共サインの整備	24
	下寺尾・堤地区整備	24
	茅ヶ崎駅南口広場整備	25
	協議・定期点検	26
(4)	まち起こし事業	27
	下寺尾・堤地区	27
(5)	その他事業	28
	景観法・景観条例の運用	28
	屋外広告物条例の運用	29
	歴史的建造物の利活用に関する条例等の整備	30
	財源の確保	31
	市民、事業者への支援	32
	活動等の情報共有	33
	景観整備機構・景観協議会	34
(6)	まとめ	35
3	茅ヶ崎らしさの調査	39
(1)	昼間人口・夜間人口	40
(2)	従業・通学地	41
(3)	行動の種類別総平均時間の推移	43
4	景観ポイント及び眺望点の定点観測	49
(1)	浄見寺周辺	53
(2)	茅ヶ崎駅北口・ペDESTリアンデッキ	54
(3)	茅ヶ崎駅南口	55
(4)	浜見平団地	56

1 目的及び構成

1 目的及び構成

(1) 目的

茅ヶ崎市景観計画（計画期間：2018（H30）年度から概ね10年間、以下「景観計画」とする。）では、景観まちづくりの目標の達成度を測るために、景観計画P7-5～7-12に示すスケジュールメニューについて計画の進行管理を行うことが位置付けられています。

「茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））報告書」は、景観計画の前期の 5 か年が経過したことに伴い、計画の進行管理を行うために、計画に基づく施策・事業の実施状況を評価し、報告書としてとりまとめたものです。

表 1 景観計画の評価（景観計画 P7-5 より）

[illegible]

(2) 構成

本報告書は、次に示す3つの手法から景観計画の前期の取組に対しての進行管理を実施します。

①茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価

茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価では、景観計画 P7-7～7-11 において定めたメニューのうち、前期期間中に掲載されている18個の事業への取組を市が評価します。

表 2 茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価の対象事業

No.	施策	事業
(1)	特別景観まちづくり地区の指定	辻堂駅西口地区
		茅ヶ崎海岸・漁港地区
		茅ヶ崎駅南口地区
(2)	景観資源の指定	景観重要公共施設
		景観重要建造物
		景観重要樹木
		ちがさき景観資源
(3)	公共サインの整備	下寺尾・堤地区整備
		茅ヶ崎駅南口広場整備
		協議・定期点検
(4)	まち起こし事業	下寺尾・堤地区
(5)	その他事業	景観法・景観条例の運用
		屋外広告物条例の運用
		歴史的建造物の利活用に関する条例等の整備
		財源の確保
		市民、事業者への支援
		活動等の情報共有
		景観整備機構・景観協議会

②茅ヶ崎らしさの調査

景観計画では「茅ヶ崎らしさ」という言葉の定義付けを行い、「茅ヶ崎らしさ」を意識して取組を進めることを重要視しています。景観の評価は個人の価値観に基づく心理的な要素が主となるので、景観自体を定量的に評価することは難しいといえますが、「茅ヶ崎らしさ」を高めるためにすべき事項を整理した際に行った調査結果について、その後の結果をまとめることにより「茅ヶ崎らしさ」に変化が起きているのかを確認します。

表 3 茅ヶ崎らしさを高めるために用いた調査（景観計画P 茅ヶ崎らしさについて-24 より）

調査名	実施時期	内容
昼間人口（国勢調査）	5年ごと	昼間の時間帯に市内にいる人口の推移を把握
従業・通学地（国勢調査、大都市交通センサス）	5年ごと	市内在住の方の従業、通学地を把握
1日の時間の使い方（社会生活基礎調査）	5年ごと	生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を把握

③景観ポイント及び眺望点の定点観測

景観計画では、基本目標として掲げた「景観資源と眺望を守り、継承する」の達成度を測るため、本市の景観形成上、重要な箇所として位置付けた景観ポイント及び眺望点を対象に定点観測を行い、景観が守られているかを評価することとしています。

景観ポイント及び眺望点の定点観測では、各景観ポイント（24 か所（32 地点））及び各眺望点（14 か所（16 地点））における市民、事業者及び市による活動を整理するとともに、それらの活動により景観に変化が生じた箇所については、景観計画施行時（2018（H30））の写真と 2021（R3）年度の写真の比較を行い、それぞれの景観形成方針の達成度を把握します。



図 1 景観ポイントの位置（景観計画 P2-3 より）

表 4 景観ポイントごとの景観形成方針

景観ポイント		景観形成方針
北部丘陵地域景観ゾーン	里山公園	自然豊かな環境を保全するとともに、自然を学習・体験する機会を設け、自然景観の価値を知る機会を創出します。
	行谷・芹沢	特別緑地保全地区等に指定し、生きものが生息・生育する緑地を保全します。また、みどりや水辺などを親しむ環境や自然を学ぶ機会を創出します。
	赤羽根字六～九回	特別緑地保全地区やみどりの保全制度を活用し、みどりを保全します。
	浄見寺周辺	浄見寺や民俗資料館周辺の眺望を保全・修景します。また、歴史資産を活用し地区の魅力高める取組を進めます。
	市民の森・清水谷	谷戸の環境を保全するとともに、清水谷や市民の森を活用し、自然と触れ合う機会を創出します。
	下寺尾官衙遺跡群	下寺尾官衙遺跡群等を保全するとともに、歴史と触れ合う環境を整備します。また、歴史資産を活用し地区の魅力高める取組を進めます。
中部地域景観ゾーン	みずき	駒寄川と住宅地が一体となった住宅地景観を保全します。また、周辺の環境を散策できる環境を整備します。
	松風台	みどりと低層の住宅が調和した住宅景観を維持するため、住民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。
	鶴が台	みどり豊かな住宅景観を維持するため、住民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。
	鶴嶺参道	松並木を保全するとともに、屋外広告物等の規制・誘導を進めます。
	旧相模川橋脚	史跡と梅や桜が楽しめる空間を保全します。
	(仮称) 西久保新駅	西久保新駅の整備に併せて、みどりが豊かで、市民の憩いの場となる駅前空間を整備します。
	萩園	田畑が広がる景観を保全します。
海岸地域景観ゾーン	相模川河畔	生きものが生息・生育する水辺の環境を市民と協働で保全します。また、水辺の環境と触れ合う機会を創出します。
	鉄砲道	徒歩や自転車ですらって楽しい道路空間を創出します。また、沿道の店舗と協働し、沿道の景観づくりを進めます。
	菱沼海岸	日本のサーフィンの発祥地である茅ヶ崎の価値を伝えるため、パークなどサーフィンスポットを景観資源に指定します。
	中海岸	日本のサーフィンの発祥地である茅ヶ崎の価値を伝えるため、白樺などのサーフィンスポットを景観資源に指定します。
	柳島	道の駅、柳島スポーツ公園、しおさい広場や柳島キャンプ場で、海岸地域の文化を味わえる空間を創出します。
	サザンビーチ・茅ヶ崎漁港海岸公園	富士山の眺望を確保するとともに、浜降祭や湘南祭など茅ヶ崎を代表するお祭りなどの景観資源を継承します。
	ラチエン通り	えぼし岩の眺望やみどりを楽しめる沿道景観を形成します。また、開高健記念館・茅ヶ崎ゆかりの人物館にあるみどり等を保全します。
中心市街地景観ゾーン	茅ヶ崎駅北口	落ち着いた眺望景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制・誘導を進めます。
	市役所周辺	公共的機能を維持しつつ、交流や文化的活動が生まれる環境を創出します。
	茅ヶ崎駅南口	バス、タクシーが利用しやすい駅前広場へ再整備し、海の雰囲気を感じる明るく、軽快な空間づくりを進めます。
	美術館・高砂緑地周辺	神奈川県の景観 100 選にも選ばれた高砂緑地周辺の松並木等、みどり豊かな景観を保全します。
	鉄砲道	徒歩や自転車ですらって楽しい道路空間を創出し、沿道の店舗と協働し、沿道の景観づくりを進めます。



図 2 眺望点の位置（景観計画 P2-4 より）

表 5 眺望点ごとの景観形成方針

眺望点		景観形成方針
北部丘陵地域 景観ゾーン	里山公園（芹沢・柳谷）	近景の樹林や水田、畑と一体となった大山や富士山への眺望を確保します。
	赤羽根土地改良区	田畑からの富士山の眺望を確保します。また、工作物等の設置にあたっては、周辺の景観に調和を図ります。
	旧和田家住宅	旧和田家住宅を望む眺望を確保・修景します。
	旧三橋家住宅	旧三橋家住宅を望む眺望を確保・修景します。
中部地域景観 ゾーン	殿山公園	殿山公園から見える市街地と相模湾への眺望を確保します。
	鳥井戸橋・石原橋	千ノ川沿岸の建築物の形態等を誘導し、橋から一望できる富士山の眺望を確保します。
	富士見橋	千ノ川沿岸の建築物の形態等を誘導し、橋から一望できる富士山の眺望を確保します。
	中島	富士山と湘南平の眺望を確保します。
海岸地域景観 ゾーン	茅ヶ崎公園歩道橋	国道 134 号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。
	ヘッドランド	茅ヶ崎漁港周辺地区の景観の形成を進めるとともに、相模湾を一望する眺望と富士山および箱根・丹沢山系の眺望を確保します。
	一中えぼし岩歩道橋	国道 134 号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。
	浜須賀歩道橋	国道 134 号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。
	ラチエン通り（松が丘交差点）	えぼし岩の眺望を確保するとともに、みどりを楽しめる沿道景観を形成します。
	浜見平団地	富士山と丹沢山系の眺望を確保します。
中心市街地景 観ゾーン	ペDESTリアンデッキ	落ち着いた眺望景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制・誘導を進めます。

2 茅ヶ崎市景観計画前期（2018(H30)～2022(R4)）実施事業評価

2 茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価

茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価では、前期実施事業として位置付けられた 18 事業を対象とし、事業への取組状況を把握した上で市による評価を実施しました。

さらに、18 事業を 5 つの施策にまとめ、35 ページに 5 つの施策の観点から市の事業を評価しました。

表 6 茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価一覧

No.	施策	事業	前期実績に対する評価	該当ページ
(1)	特別景観まちづくり地区の指定	辻堂駅西口地区	C	17
		茅ヶ崎海岸・漁港地区	C	18
		茅ヶ崎駅南口地区	C	19
(2)	景観資源の指定	景観重要公共施設	B	20
		景観重要建造物	C	21
		景観重要樹木	C	22
		ちがさき景観資源	B	23
(3)	公共サインの整備	下寺尾・堤地区整備	A	24
		茅ヶ崎駅南口広場整備	A	25
		協議・定期点検	A	26
(4)	まち起こし事業	下寺尾・堤地区	A	27
(5)	その他事業	景観法・景観条例の運用	A	28
		屋外広告物条例の運用	B	29
		歴史的建造物の利活用に関する条例等の整備	C	30
		財源の確保	C	31
		市民、事業者への支援	A	32
		活動等の情報共有	A	33
		景観整備機構・景観協議会	C	34

※前期実績に対する評価は、次の基準により評価した。

A：達成できた、B：一部達成できた、C：達成できなかった

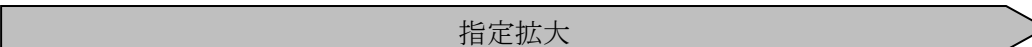
事業の実施状況の把握及び評価は、次に示す進行管理表で行うこととし、進行管理表のそれぞれの項目で示す内容は次のとおりとしました。

表 7 進行管理表の例

事業の進行状況				
事業名	下寺尾・堤地区まち起こし事業			
事業概要	下寺尾・堤地区は、みどり豊かな環境の中に民俗資料館「旧三橋家住宅・旧和田家住宅」（景観重要建造物）や下寺尾官衙遺跡群（国指定重要史跡）など、本市の中でも重要な史跡等が集積している地区です。令和4年度には茅ヶ崎市博物館が開館し、将来的には下寺尾官衙遺跡群を保全・活用するために歴史公園の整備も予定され、今後、同地区は本市が中心となって役割を担っていくこととなります。 本事業を通し、同地区周辺が有する様々な資源を有効に活用し、地域の魅力向上や活性化を狙います。			
活動目標	下寺尾・堤地区まち起こし事業の実施			
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定	まち起こし事業		
	実績			
実施状況	[R元] 「つくろう！小出のシンボルマーク」を実施し、小出小学校と小出地区のシンボルマークを作成しながら、小出地区のシンボルマークを作成 [R2] 「伝えよう！旧和田家」を実施し、小出小学校5年生と一緒に、次世代へ継承していくためにオリジナルポスターを作成 [R3] - R2年度に作成したポスターを表紙とし、旧和田家住宅の紹介及び周辺地図を掲載し、リーフレットを作成			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 6,754 千円
事業遂行上の課題				
付帯する取組の実施状況				
今後のスケジュール				

(1) 特別景観まちづくり地区の指定

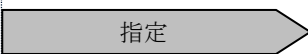
辻堂駅西口地区

事業の進行状況					
事業名	辻堂駅西口地区				
事業概要	「辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、駅を中心とした公共交通の充実や、住宅、商業、行政、医療、福祉などの機能の立地によって利便性の高いまちづくりを進めています。 景観計画では、 H27 年度に茅ヶ崎市景観条例に基づき、特別景観まちづくり地区に指定され、規制・誘導を実施してきました。「辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画」の進捗に合わせて、特別景観まちづくり地区の指定拡大を検討します。				
活動目標	辻堂駅西口周辺整備に併せて辻堂駅西口特別景観まちづくり地区の指定拡大				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定				
	実績	なし			
実施状況	前期中に新たな街区整備は行われていないため、当該地区の指定拡大なし				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上 の課題	—				
付帯する取組の実施状況					
なし					
今後のスケジュール					
辻堂駅西口周辺整備に合わせて辻堂駅西口特別景観まちづくり地区の指定拡大検討を行う。					

茅ヶ崎海岸・漁港地区

事業の進行状況				
事業名	茅ヶ崎海岸・漁港地区			
事業概要	茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区は、浜降祭などの茅ヶ崎を代表するお祭り、サーフィンやポップミュージックを発信してきた地域文化を継承し、人が集い、海岸地域の文化を味わうことのできる空間づくりを進めていきます。当該地区は、海岸法に基づく「海岸保全区域」及び漁港漁場整備法に基づく「漁港区域」に指定され、漁業・観光の振興が図られています。H23 年度には景観まちづくりを重点的に進める必要のある地区として、特別景観まちづくり地区に指定されました。海辺の景観を守るため、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」や特別景観まちづくり地区景観形成基準に基づいて建築物等の規制誘導を進めます。 また、H18 年度に策定された茅ヶ崎海岸グランドプランでは、20 年間の段階的な方策が示され、その進捗に合わせて茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区の拡大の検討を行います。			
活動目標	特別景観まちづくり地区の指定			
スケジュール		前期（2018～2022（H30～R4）年度）	後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定			
	実績	なし		
実施状況	前期中に新たな街区整備は行われていないため、当該地区の指定拡大なし			
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 —
事業遂行上 の課題	—			
付帯する取組の実施状況				
[特別景観まちづくり地区内の届出の審査] 景観法に基づく届出の審査を通して、建築物の建築等、工作物の建設及び開発行為の規制・誘導を実施した。 取組実績：16 件（H30：4 件、R 元：4 件、R2：1 件、R3：4 件、R4：3 件（R4. 12. 14 現在））				
今後のスケジュール				
茅ヶ崎海岸グランドプランの進捗に合わせて指定拡大の検討を行う。				

茅ヶ崎駅南口地区

事業の進行状況					
事業名	茅ヶ崎駅南口地区				
事業概要	茅ヶ崎駅南口地区の中核となる茅ヶ崎駅南口駅前広場の改修事業は、令和元年度に「茅ヶ崎駅南口駅前広場施設配置計画」、令和２年度にバスロータリー前における「茅ヶ崎駅南口駅前広場基本・実施設計」を実施し、同年１２月に「茅ヶ崎駅南口上屋建築工事」を発注し令和３年７月に完了しました。現在、令和元年度に実施した「茅ヶ崎駅南口駅前広場施設配置計画」と令和２年度に実施した「茅ヶ崎駅南口駅前広場基本・実施設計」をもとに施設のレイアウトを見直し、県警協議を実施してしています。事業の進捗に合わせつつ、広場に通ずる雄三通り、高砂通り、サザン通りなど道路ごとの特徴ある景観形成を図るため、茅ヶ崎駅南口周辺特別景観まちづくり地区の指定の検討を行います。				
活動目標	特別景観まちづくり地区の指定				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定				
	実績	なし			
実施状況	前期中に基軸事業である茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業の施設レイアウトの見直し等が進行中で、計画内容を踏まえたものとするため、当該地区の指定拡大なし				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上 の課題	—				
付帯する取組の実施状況					
[公共サインの整備] 令和２年度に、茅ヶ崎駅南口広場に公共サインを２基整備した。					
今後のスケジュール					
茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業の進捗に合わせて指定拡大の検討を行う。					

(2) 景観資源の指定
景観重要公共施設

事業の進行状況				
事業名	景観重要公共施設の指定			
事業概要	道路（道路法）、公園（都市公園法、自然公園法）、河川（河川法）、海岸保全区域（海岸法）、漁港（漁港漁場整備法）など、各種法に規定されている公共施設のうち、景観ベルトや景観ポイントなど茅ヶ崎の良好な景観形成に大きな影響を与えており、市民や来訪者に親しまれている公共施設は、順次、景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設に指定します。 なお、指定にあたり「整備に関する事項」と「占用許可に関する事項」について内容を定めます。			
活動目標	景観重要公共施設の指定			
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定			
	実績			
実施状況	[R3] - R3年12月10日付けで景観計画を改定し、市道0121号線（鉄砲道）を景観重要公共施設として指定 [R4] - R5年3～5月景観計画を改定し、駒寄川を景観重要公共施設として指定（予定。R4.12.14現在）			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 —
事業遂行上の課題	新型コロナウイルス感染症による影響で、景観資源の改修等の各施策に遅延や凍結が発生し、景観資源としての重要度（美観の向上等）が担保できず、景観資源の指定計画に遅れが生じている。			
付帯する取組の実施状況				
[景観重要公共施設の整備に関する事項の適用] 市道0121号線での宅地造成による歩道の切り下げの際、当該道路での街路樹リニューアルにより設置した街路樹の保全について事業者への指導を実施した。				
今後のスケジュール				
- 小出川や柳島しおさい公園など、指定候補となっている公共施設について順次指定すべく、新規の指定に向けた工程計画の策定と進捗管理を実施する。 - 指定済みの景観重要公共施設について、整備に伴う施設管理者との協議及び占用許可申請の事前確認による占用物件の審査を行う。				

景観重要建造物

事業の進行状況					
事業名	景観重要建造物の指定				
事業概要	地域の自然、歴史、文化の面から外観が景観上の特徴を有し、市民等にも愛着のある建造物で、本市のまちづくりの目標や方針等に合致し、建造物の価値があり茅ヶ崎の景観形成に良好な影響を与え、建造物の保全活用方策を定めている建造物のうち、その外観が道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望めるものを、景観法第 19 条第 1 項に定める景観重要建造物に指定します。				
活動目標	景観重要建造物の指定				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定	旧氷室家住宅主屋、旧南湖院第一病舎などの指定			
	実績	なし			
実施状況	なし				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上の課題	- 新規の指定に向け、指定を行うための取組の流れを整理し、それに基づき業務を進める必要がある。 - 新型コロナウイルス感染症による影響で、景観資源の改修等の各施策に遅延や凍結が発生し、景観資源としての重要度（美観の向上等）が担保できず、景観資源の指定計画に遅れが生じている。				
付帯する取組の実施状況					
R 元年から R3 年に既存景観重要建造物（民俗資料館 旧和田家住宅）の利活用事業としてまち起こし事業を実施した。					
今後のスケジュール					
指定候補となっている旧氷室家住宅主屋及び旧南湖院第一病舎について、指定に向けて課題の整理を行い、業務を進めていく。					

景観重要樹木

事業の進行状況					
事業名	景観重要樹木の指定				
事業概要	地域の自然、歴史、文化の面から樹容が景観上の特徴を有し、市民等にも愛着のある樹木（生垣を含む）で、本市のまちづくりの目標や方針等に合致し、樹木の価値があり景観形成に良好な影響を与え、樹木の保全活用方策を定めている樹木の中で、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望めるものを、景観法第 28 条第 1 項に定める景観重要樹木に指定します。				
活動目標	景観重要樹木の指定				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定	景観重要樹木（指定候補：旧南湖院第一病舎前のクスノキ）の指定			
	実績	なし			
実施状況	なし				
前期実績 に対する評価	A 達成できた B 一部達成できた		C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上 の課題	- 新規の指定に向け、指定を行うための取組の流れを整理し、それに基づき業務を進める必要がある。 - 過去に指定された景観重要樹木において、市民意識の変化により樹木管理の負担が増しているため、管理の継続性など課題を整理し、将来を見据えて慎重に指定をする必要がある。				
付帯する取組の実施状況					
なし					
今後のスケジュール					
指定候補となっている旧南湖院第一病舎のクスノキについて、指定に向けて課題の整理を行い、業務を進めていく。					

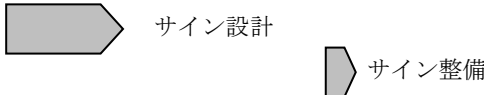
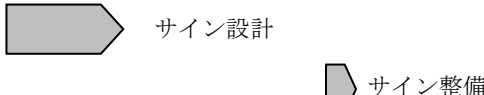
ちがさき景観資源

事業の進行状況

事業名	ちがさき景観資源の指定					
事業概要	ちがさき景観資源は人々にとって愛着のあるみどり、水辺、公共空間、まち並み、心象風景、眺望、祭事等の資源を幅広く指定できる制度で、指定方針に合致するものを本市景観条例第 15 条第 1 項に定めるちがさき景観資源に指定します。					
活動目標	ちがさき景観資源の指定					
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）			
	予定	浄見寺周辺の指定 景観計画で指定候補となっている資源の指定 旧大山街道周辺など資源の発掘				
		実績	R5. 3. 31 浄見寺周辺を指定（予定。R4. 12. 14 現在）			
	実施状況	[R4] R5 年 3 月 31 日付けで景観計画を改定し、浄見寺周辺をちがさき景観資源として指定（予定。R4. 12. 14 現在）				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—	
事業遂行上 の課題	R5 年 3 月 31 日付けで景観計画を改定し、浄見寺周辺をちがさき景観資源として指定（予定。R4. 12. 14 現在）					
付帯する取組の実施状況						
R3 年度に、香川駅を起点とし、浄見寺周辺を目的地とする公共サインを整備した。						
今後のスケジュール						
新規の指定候補となっている資源が浜降祭、えぼし岩など多数あり、それらについて指定に向けて課題の整理を行い、工程計画の策定と進捗管理を実施して順次ちがさき景観資源に指定していく。						

(3) 公共サインの整備

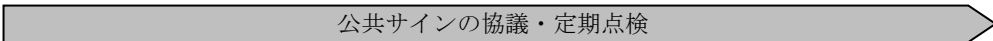
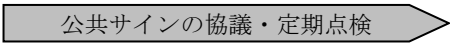
下寺尾・堤地区整備

事業の進行状況					
事業名	下寺尾・堤地区公共サイン整備				
事業概要	下寺尾・堤地区は、みどり豊かな環境の中に民俗資料館「旧三橋家住宅・旧和田家住宅」（景観重要建造物）や下寺尾官衙遺跡群（国指定重要史跡）など、本市の中でも重要な史跡等が集積している地区です。令和4年度には茅ヶ崎市博物館が開館し、将来的には下寺尾官衙遺跡群を保全・活用するために歴史公園の整備も予定され、今後、同地区は本市が培ってきた歴史文化を発信する拠点としての役割を担っていくこととなります。 こうした状況の中、これまで以上に多くなる来訪者に対して、香川駅を起点とし、下寺尾・堤地区を含めた周辺地域の歴史的資源をつなぐ公共サインを整備します。				
活動目標	下寺尾・堤地区公共サイン整備				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）			後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定				
	実績				
実施状況	[H30] - 業務委託により、現地調査、配置検討、サイン種類の抽出及び仕様検討 [R元] - 業務委託により、配置図、器具図及びグラフィック図の作成 [R3] - H30、R元年の設計に基づき公共サインを整備				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	27,548 千円
事業遂行上 の課題	—				
付帯する取組の実施状況					
[まち起こし事業の実施] - R元年度下寺尾・堤地区まち起こし事業として「つくろう！小出のシンボルマーク」を実施し、公共サインに掲載しているシンボルマークを作成した。 [過ごし方調査の実施] - R2年度香川駅前で公共サイン整備前の状況を確認するために過ごし方調査を実施した。 - R4年度香川駅前で公共サイン整備後の状況を確認するために過ごし方調査を実施した。整備した公共サインを頼りに茅ヶ崎市博物館へ足を運ぶ者があり、公共サイン整備の効果を確認した。					
今後のスケジュール					
茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき適切に維持管理を行う。					

茅ヶ崎駅南口広場整備

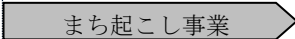
事業の進行状況					
事業名	茅ヶ崎駅南口広場のサイン整備				
事業概要	H28 年度から茅ヶ崎駅周辺を中心に、歩行者系の公共サインの体系を構築し、駅等の施設及び歩道のある交差点に地図を用いた「図解サイン」、愛称道路の起終点又は道中に道路の名称を示した「同定サイン」、そして移動の分岐点などで施設の方向を指し示す「指示サイン」を整備しています。その一環として、茅ヶ崎駅南口広場に公共サインを整備します。				
活動目標	茅ヶ崎駅南口サイン整備				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定	 茅ヶ崎駅南口広場のサイン整備			
	実績	 茅ヶ崎駅南口広場のサイン整備			
実施状況	[R3] ・ H26 年度の設計に基づき、公共サインを整備				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	10,813 千円
事業遂行上 の課題	—				
付帯する取組の実施状況					
[過ごし方調査の実施] ・ R 元年度茅ヶ崎駅南口で公共サイン整備前の過ごし方調査を実施した。 ・ R3 年度茅ヶ崎駅南口で公共サイン整備後の過ごし方調査を実施した。駅前に設置した 2 基の公共サインについて、どちらも多くの利用者がおり、公共サインを確認後に海岸まで歩いていく者もあり一定の効果を確認した。					
今後のスケジュール					
・ 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき適切に維持管理を行う。					

協議・定期点検

事業の進行状況				
業名	公共サインの協議・定期点検			
事業概要	茅ヶ崎に住む人や訪れた人に対して、まちや施設の情報を分かりやすく伝えるため、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、茅ヶ崎の魅力を伝え、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことのできる「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を目指し、H27年に公共サインガイドラインを策定しました。 公共サインガイドラインに基づき、市が新規で設置する公共サインの協議をし、また、市が管理する公共サインの定期点検を実施します。			
活動目標	公共サインの協議・定期点検の実施			
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定			
	実績			
実施状況	[協議] ・ H30 4件 ・ R元 1件 ・ R2 5件 ・ R3 5件 ・ R4 0件（R4.12.14現在） [定期点検] ・ R元年各課が所管している769件の公共サインの定期点検の報告を受付 ・ R4年各課が所管している826件の公共サインの定期点検の報告を受付（R4.12.14現在）			
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 —
事業遂行上 の課題	・ 各サイン所管課において、一般職員が損傷腐食その他の劣化の状況を点検していることが多く、有資格者による点検ではないため点検の実効性に疑問が生じているものの、人的資源・費用面から全てのサインについて有資格者による点検ができていない。			
付帯する取組の実施状況				
なし				
今後のスケジュール				
・ 新規で公共サインを設置する際に随時協議を実施する。 ・ 毎年定期点検の依頼をし、3年ごとに定期点検の結果の報告を受け付ける。 ・ 後期中に策定から10年を迎える公共サインガイドラインの改定を検討する。				

(4) まち起こし事業

下寺尾・堤地区

事業の進行状況				
事業名	下寺尾・堤地区まち起こし事業			
事業概要	下寺尾・堤地区は、みどり豊かな環境の中に民俗資料館「旧三橋家住宅・旧和田家住宅」（景観重要建造物）や下寺尾官衙遺跡群（国指定重要史跡）など、本市の中でも重要な史跡等が集積している地区です。令和4年度には茅ヶ崎市博物館が開館し、将来的には下寺尾官衙遺跡群を保全・活用するために歴史公園の整備も予定され、今後、同地区は本市が培ってきた歴史文化を発信する拠点としての役割を担っていくこととなります。 本事業を通し、同地区周辺が有する様々な資源を有効に活用し、多くの方に興味・関心を持ってもらい、地域の魅力向上や活性化を狙います。			
活動目標	下寺尾・堤地区まち起こし事業の実施			
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定			
	実績	 「つくろう！小出のシンボルマーク」を実施		
		 「伝えよう！旧和田家」を実施		
実施状況	 旧和田家のリーフレットを作成			
	[R元] ・「つくろう！小出のシンボルマーク」を実施し、小出小学校5年生と一緒に地域の魅力を再発見しながら、小出地区のシンボルマークを作成			
	[R2] ・「伝えよう！旧和田家」を実施し、小出小学校5年生と一緒に旧和田家住宅の魅力や価値を次世代へ継承していくためにオリジナルポスターを作成			
前期実績に対する評価	[R3] ・R2年度に作成したポスターを表紙とし、旧和田家住宅の紹介及び周辺地図を掲載したリーフレットを作成			
前期実績に対する評価	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		事業費	6,754千円
事業遂行上の課題	—			
付帯する取組の実施状況				
・ R3年度に整備した下寺尾・堤地区公共サインに「つくろう！小出のシンボルマーク」で作成したシンボルマークを掲載した。				
今後のスケジュール				
・ 本事業と同じ北部丘陵地域景観ゾーン内で、計画対象範囲が近接している下寺尾官衙遺跡群保存活用計画に基づく各施策と、本事業による実績との連携・協調により、地域の魅力向上や活性化を図る。				

(5) その他事業

景観法・景観条例の運用

事業の進行状況					
事業名	景観法・景観条例の運用				
事業概要	本市では H12 年から茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づき建築物の建築等、工作物の建設等の規制誘導を行ってきました。H16 年の景観法の施行に伴い、景観法に基づく規制・誘導を行うため景観法の委任条例の側面及び自主条例の側面を併せ持つ茅ヶ崎市景観条例を H20 年に施行し、景観計画の運用を開始しました。 H30 年度に改定した現景観計画に基づき、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の届出対象行為について届出の受理をします。 また、地区指定、景観重要公共施設等の指定に伴い、景観計画を変更します。				
活動目標	景観法・景観条例の運用				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定				
	実績				
実施状況	[景観法に基づく届出に対し景観協議の実施] • H30 69 件（うち、国又は地方公共団体のもの 1 件） • R 元 82 件（うち、国又は地方公共団体のもの 2 件） • R2 56 件（うち、国又は地方公共団体のもの 1 件） • R3 77 件（うち、国又は地方公共団体のもの 8 件） • R4 32 件（うち、国又は地方公共団体のもの 1 件）（R4. 12. 14 現在） [景観計画の変更] • R3. 12. 10 市道 0121 号線（鉄砲道）の景観重要公共施設の指定に伴い計画の一部改訂 • R5. 3. 31 景観重要公共施設及びちがさき景観資源の指定に伴い計画の一部改訂（予定。R4. 12. 14 現在）				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上 の課題	—				
付帯する取組の実施状況					
[景観まちづくりアドバイザー] 景観法に基づく届出のうち、景観に対する影響が大きく専門的な協議を要する案件に対し、事前に景観まちづくりアドバイザーとの協議を実施した。 • H30 4 件 事業費 53 千円 • R 元 3 件 事業費 36 千円 • R2 4 件 事業費 24 千円 • R3 1 件 事業費 12 千円 • R4 0 件 事業費 — （R4. 12. 14 現在）					
今後のスケジュール					
• 随時届出を受理し、景観協議を実施する。 • 地区指定、景観重要公共施設等の指定に伴い景観計画を変更する。					

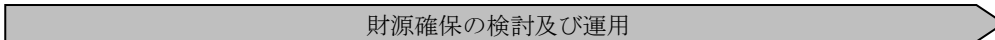
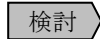
屋外広告物条例の運用

事業の進行状況					
事業名	屋外広告物条例の運用				
事業概要	茅ヶ崎市では、H10年から神奈川県屋外広告物条例の事務委任を受け、屋外広告物の許可事務等を開始しました。その後、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持を誘導するとともに、公衆に対する危害を防止するために茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、H23年に施行しました。 前期期間中には、施行から10年経過したことに伴い必要に応じて条例を改正し、また、施工後10年間は是正期間としていた既存不適格物件の是正について指導します。				
活動目標	屋外広告物条例の運用				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定	条例に基づく許可、必要に応じて条例改正			
		手数料の見直し			
		既存不適格の是正			
	実績	条例に基づく許可		R3. 4. 1 屋外広告物条例及び施行規則の一部改正	
既存不適格の是正					
[条例に基づく許可] ・H30 新規：175件 継続：2,875件 変更・改造：21件 ・R元 新規：195件 継続：2,678件 変更・改造：16件 ・R2 新規：144件 継続：2,782件 変更・改造：149件 ・R3 新規：268件 継続：2,861件 変更・改造：49件 ・R4 新規：104件 継続：607件 変更：改造：14件（R4. 12. 14現在） [条例改正] ・R3.4.1 屋外広告物の安全性の確保の強化、車体利用広告の基準の見直し及び屋外広告物の規制の弾力的な運用のために屋外広告物条例及び施行規則を一部改正 [既存不適格の是正] ・条例改正時に151件あった既存不適格物件について継続的に是正指導を実施 ・R3年度末時点で残り10件					
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 —	
事業遂行上の課題	・令和3年3月31日を是正期限としていた既存不適格物件について、期限までに是正が完了していない物件があり、違反物件として存在している屋外広告物があるが、所有者の費用負担が大きく全ての物件の是正に至っていない。 ・申請が必要な物件にもかかわらず未申請となっている違反物件の把握ができていない。				
付帯する取組の実施状況					
[貼り紙、貼り札等の違反屋外広告物の簡易除却の実施] ・H30 476件 事業費 637千円 ・R元 478件 事業費 603千円 ・R2 340件 事業費 536千円 ・R3 246件 事業費 338千円 ・R4 185件 事業費 323千円（R4. 12. 14現在）					
今後のスケジュール					
・手数料の見直しの検討を行う。 ・是正が完了しなかった既存不適格物件について、是正に向けて継続的に協議を行う。 ・数多くあった既存不適格物件が前期期間中にほぼは正されたため、今後は違反物件の是正に取り組む。					

歴史的建造物の利活用に関する条例等の整備

事業の進行状況				
事業名	歴史的建造物の利活用に関する条例等の整備			
事業概要	地方創生や魅力ある観光まちづくりを進めるため、地域固有の歴史的・文化的な価値を有する歴史的建築物の活用が全国的に広がっていますが、建築基準に適合させるための改修等を歴史的・文化的な価値を損なうことなく行うことが難しい場合があります。 こうした課題に対応し、歴史的建築物の活用を促進する方策として、歴史的建造物の利活用に関する条例等を整備することがあげられ、条例制定の検討を行います。			
活動目標	歴史的建造物の利活用に関する条例等の整備の検討			
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定	条例制定の検討		
	実績	なし		
実施状況	なし			
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 —
事業遂行上の課題	・ 本市における条例制定を必要とする具体事例（建造物）が乏しく、ニーズの掘り起こしを要する。			
付帯する取組の実施状況				
なし				
今後のスケジュール				
・ 事業実施に向けて情報収集を行う。				

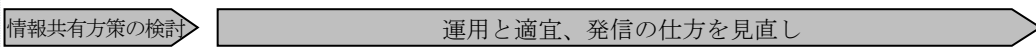
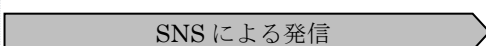
財源の確保

事業の進行状況					
事業名	財源の確保				
事業概要	市民団体の活動支援、公共施設等の修景などを進めるにあたっては、財源も必要となります。持続的な取組を進めるため、市の財源だけに頼ることなく、基金等の設置など、独自の財源確保を検討します。 なお、確保した財源は、市民団体への支援、公共空間の利活用、公共施設等の修景など、景観計画の基本理念や基本目標に合致する施策に対して、財源を充当します。				
活動目標	財源確保の検討及び運用				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定				
	実績				
実施状況	[R 元] 屋外広告物申請の手数料を見直すことにより財源を確保することを検討したが、申請に対する受益者負担として手数料を徴収していることから、広くまちづくりの施策の財源とすることは断念。（手数料の見直し自体も R2 年度、新型コロナウイルス感染症による影響で経済が落ち込む中、手数料を引き上げ申請者の負担を増すことは難しいとして現状維持とした。）				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	—
事業遂行上 の課題	新型コロナウイルス感染症の今後の影響による経済状況が未知数であり、財源確保には経済回復が必須となる。				
付帯する取組の実施状況					
なし					
今後のスケジュール					
事業実施に向けて情報収集を行う。					

市民、事業者への支援

事業の進行状況					
事業名	市民、事業者への支援				
事業概要	市民、事業者主体で行う景観まちづくりについて、目的や活動内容、まちづくりの成熟度に応じて、専門家の派遣や各種助成などの支援を行います。 支援にあたっては、市民・事業者が自律的に活動を行う意志があり、かつ、計画の基本理念や基本目標等に合うか確認しながら進めていきます。必要に応じて、景観まちづくりアドバイザーや景観まちづくり審議会の意見を聞き、公平性や透明性の確保を図り、進めます。				
活動目標	市民、事業者への支援				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定	景観アドバイザーの登録、支援			
		景観まちづくり市民団体の登録、支援			
		景観まちづくり学習、表彰制度等の運用			
	実績	景観アドバイザーの登録、支援			
		景観まちづくり市民団体の支援			
実施状況	[景観アドバイザーの登録、支援、景観まちづくり市民団体の支援] ・H30 新規登録1件 民間事業の協議4件 市民団体への派遣1件 ・R元 新規登録4件 民間事業の協議3件 市民団体への派遣1件 ・R2 新規登録0件 民間事業の協議4件 市民団体への派遣1件 ・R3 新規登録1件 民間事業の協議1件 市民団体への派遣1件 ・R4 新規登録0件 民間事業の協議0件 市民団体への派遣1件（R4.12.14現在）				
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成でなかった	事業費 235千円	
事業遂行上 の課題	—				
付帯する取組の実施状況					
[市の事業で景観まちづくりアドバイザーの活用] ・H30 3件 事業費36千円 ・R元 2件 事業費29千円 ・R2 1件 事業費12千円 ・R3 1件 事業費12千円 ・R4 0件 事業費—（R4.12.14現在）					
今後のスケジュール					
・現状の事業実施頻度を維持し、市民、事業者主体で行う景観まちづくりに対し継続的に支援を行う。					

活動等の情報共有

事業の進行状況				
事業名	活動等の情報共有			
事業概要	景観まちづくり市民団体やその他団体が行っている活動など、他団体とも共有し、それぞれの団体活動の参考となるための情報共有を進めます。活動のエリアや具体的な活動内容をまとめたパンフレットの作成や、SNS 等を活用し、活動の情報を発信・共有する体制を構築します。 併せて、景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについても情報発信を進めます。			
活動目標	活動等の情報共有			
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）	
	予定			
	実績			
実施状況	[H30] - 景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについて SNS の facebook に 10 件投稿 [R 元] - 景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについて SNS の facebook に 5 件投稿 [R2] - 景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについて SNS の facebook に 10 件投稿 [R3] - 景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについて SNS の facebook に 4 件投稿 [R4] - 景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについて SNS の facebook に 5 件投稿（R4. 12. 14 現在） 7 月に SNS の Instagram を開設し、景観まちづくりに関して 29 件投稿（R4. 12. 14 現在）			
前期実績 に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成でなかった	事業費 —
事業遂行上 の課題	—			
付帯する取組の実施状況				
R4 年度に、景観協定、景観まちづくり地区など、地区ごとの特色を活かし地区独自のまちづくりのルールを定めることができる制度についてまとめた『“私たち” がつくる まちづくりのルール～まちづくり制度のあらまし～』を関係課とともに作成した。				
今後のスケジュール				
現状の事業実施頻度を維持し、引き続き SNS により情報を発信する。				

景観整備機構・景観協議会

事業の進行状況					
事業名	景観整備機構・景観協議会				
事業概要	景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観の保全・整備などの業務を行うことができる公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。指定にあたっては、指定を受けたい団体の組織力（理念、人材、資金、内容及び実績）や景観計画に対する考え方を整理し、景観まちづくり審議会の意見を聞いた上で指定します。 景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものです。必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行うものを加えて、様々な立場の関係者が景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことができます。湘南海岸の景観保全など広域景観の取引を進めるにあたり、関係行政機関や県と協議した上で必要となった場合、景観協議会の設立を検討します。				
活動目標	景観整備機構・景観協議会を必要に応じて設置				
スケジュール	前期（2018～2022（H30～R4）年度）		後期（2023～2027（R5～R9）年度）		
	予定				
	実績	なし			
実施状況	なし				
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成でなかった	事業費	—
事業遂行上の課題	本市における景観整備機構や景観協議会を必要とする具体事例が乏しく、ニーズの掘り起こしを要する。				
付帯する取組の実施状況					
なし					
今後のスケジュール					
事業実施に向けて情報収集を行う。					

(6) まとめ

18 事業を対象とした茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））実施事業評価を 5 つの施策の観点からまとめ、総評しました。

No.	施策	施策の実施状況に対する市の評価
(1)	特別景観 まちづくり地区 の指定	前期中に 3 か所の指定又は指定拡大を計画していましたが、いずれも達成できませんでした。いずれの地区についても、他の計画により整備等が完了したものを指定又は指定拡大の検討を進めていくこととしています。後期期間には香川駅周辺地区の指定も進めていくこととしています。他計画の進捗に合わせ、地区の指定について事業を進めていきます。
(2)	景観資源の指定	前期中に指定する計画としていたものはおおむね指定できましたが、前期から後期にかけて指定する計画としていたものはあまり取組が進みませんでした。指定候補となっている資源の中には、整備が未完了のため指定ができないものもあります。景観資源を指定することは市が有する資源の PR や景観計画の基本目標の 1 つである「景観資源と眺望を守り、継承する」ことの達成につながりますので、整備が完了しているものについては順次指定の手続きを進めていきます。
(3)	公共サインの 整備	2 つの地区において整備を完了させました。これにより、茅ヶ崎市役所周辺からサザンビーチまでの一帯及び市北部の下寺尾・堤地区から香川駅周辺の公共サイン整備が完了しました。公共サインを整備することは景観計画の基本目標の 1 つである「屋外の生活を楽しめる空間をつくる」ことの達成につながります。今後は、整備した公共サインを適切に維持管理していくとともに、引き続き庁内各課所管の公共サインの協議・定期点検を実施します。
(4)	まち起こし事業	3 か年にわたり小出小学校の児童等とともに事業を実施しました。特に 1 年目に作成した小出のシンボルマークは、下寺尾・堤地区に整備した公共サインや、小出小学校に設置された交通安全の看板などに掲載され、地域で活用されています。この事業を通し、景観計画の基本目標の 1 つである「茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出する」ことが達成できたと考えています。今後も多くの人に下寺尾・堤地区周辺に関心を持ってもらい、地域の魅力向上や活性化につなげられるよう、社会教育課の事業と連携・協調を進めます。
(5)	その他事業	前期期間中の事業について、おおむね達成することができましたが、新たな条例や景観協議会等の整備、財源の確保などは達成できませんでした。達成できなかった事業は景観計画の中で前期から後期の 10 か年で実施することとしていますので、引き続き、本市の特性にふさわしい良好な景観の形成を推進していきます。

3 茅ヶ崎らしさの調査

3 茅ヶ崎らしさの調査

景観計画では「茅ヶ崎らしさ」という言葉を「人とまちの距離がちょうどよい」ということと定義付けを行いました。景観計画改定時の調査により、近くで様々な要素に触れられる環境が、茅ヶ崎の価値や魅力となっていることが分かりました。この「茅ヶ崎らしさ」を高めるために、景観計画では次の3つのことを大事にしてまちづくりを進めることとしています。

- ・都市機能が近接している環境を強化する
- ・街なかの移動が楽しめる
- ・楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

景観の評価は個人の価値観に基づく心理的な要素が主となるので、景観自体を定量的に評価することは難しいといえますが、「茅ヶ崎らしさ」を高めるためにすべき事項を整理した際に行った調査結果について、その後の結果をまとめることにより「茅ヶ崎らしさ」に変化が起きているのかを確認しました。

その結果、1990年（平成2年）頃からの調査結果の傾向はそのまま継続していました。さらに、最新の調査結果はいずれの調査でも2020年（令和2年）のコロナ禍以降の人々の生活様式、行動パターンが大きく変化したことが反映された結果となりました。例えば、昼間人口比率が過去最高で初めて80%を超え、男性の自宅で従業している者が大きく増えていることから、在宅勤務が増えていることが窺えます。また、10～64歳の主に従業・通学している世代の時間の使い方を見ると、睡眠・食事などの1次活動が大きく増加していることから、「ステイホーム」で在宅で過ごす時間が増加していることが確認できました。

調査結果から、茅ヶ崎市民が茅ヶ崎市で過ごす時間が増えていることが考えられます。また、コロナ禍となり、景観計画で重視している「屋外での生活を楽しむこと」が注目されています。そのため、「茅ヶ崎らしさ」を高めるために大事にしている、都市機能が近接している環境を強化すること、街なかの移動が楽しめること及び楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくることは変わらず重要な視点であり、今後もこの観点を持ち景観行政を進めていくことが必要です。

(1) 昼間人口・夜間人口

景観計画策定時に用いた平成2年から平成27年までの国勢調査の結果では、昼間人口・夜間人口ともに一貫して増加しており、昼間人口比率は増加傾向にありました。新たに実施された令和2年国勢調査の結果は、昼間人口・夜間人口ともに前回調査時から増加し、過去最多となりました。また、昼間人口比率は過去最高だった平成22年の結果を更新し、81.3%と初めて80%を超えました。

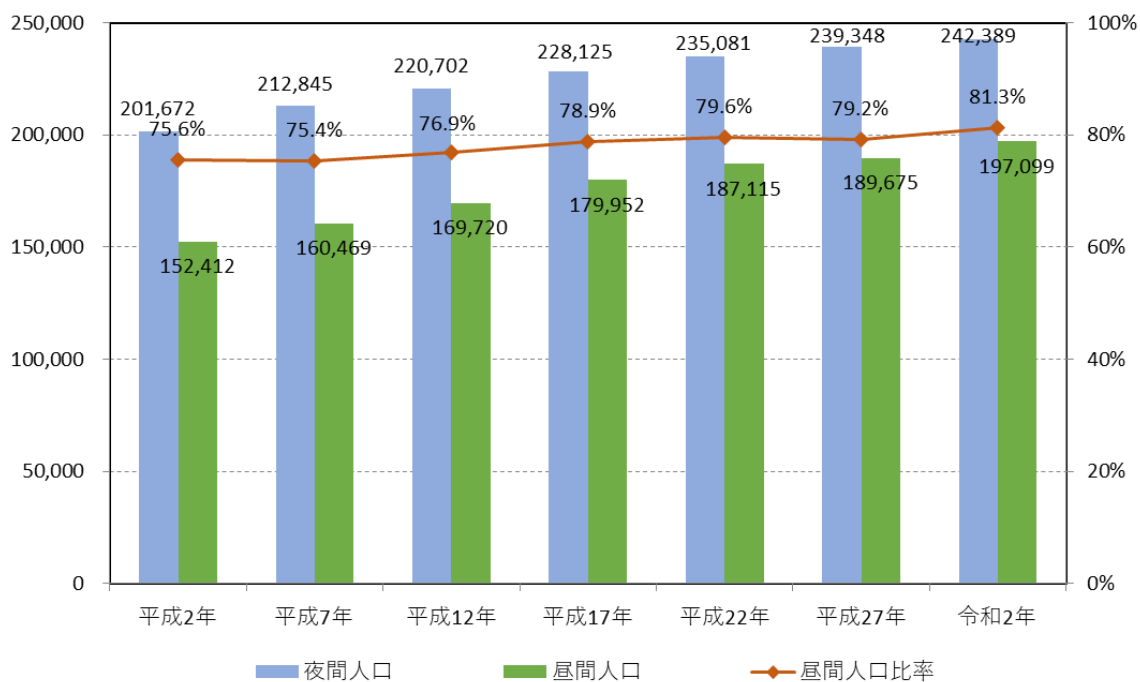


図 3 昼間人口・夜間人口・昼間人口比率（国勢調査より）

(2) 従業・通学地

景観計画策定時に用いた平成 2 年から平成 27 年までの国勢調査の結果では、男性は従業も通学もしていない者が一貫して増加し、従業地・通学地別の割合はほぼ横ばいですが自宅外の自市区町村で従業・通学している者の割合が大きく減少しています。女性は各項目で大きな変化はなくそれぞれの割合がほぼ横ばいで推移し、従業も通学もしていない者が毎回 5 割前後を占めています。

令和 2 年の調査結果では、男性は従業も通学もしていない者が初めて減少に転じ、総数が減少している中で自宅で従業している者が唯一増加しています。女性は従業も通学もしていない者が大きく減少し、過去の結果と比べて実数も割合も一番少なくなっています。

なお、景観計画改定時に調査した茅ヶ崎市在住の方が勤務している場所については、大都市交通センサスが新型コロナウイルスの影響により実施が延期されたことにより最新の調査結果がありませんでした。

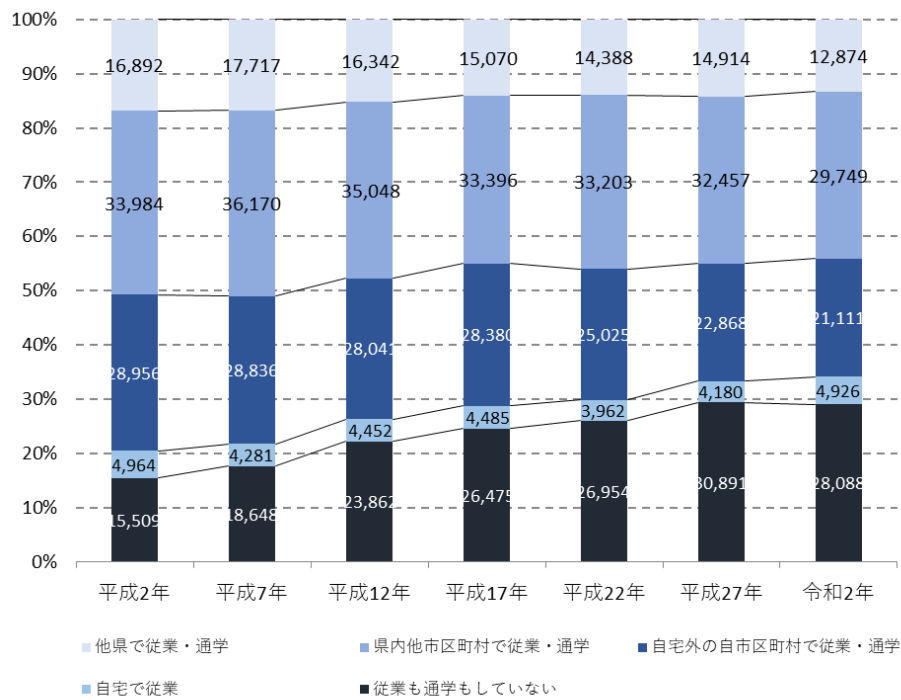


図 4 従業・通学地（男性）（国勢調査より）

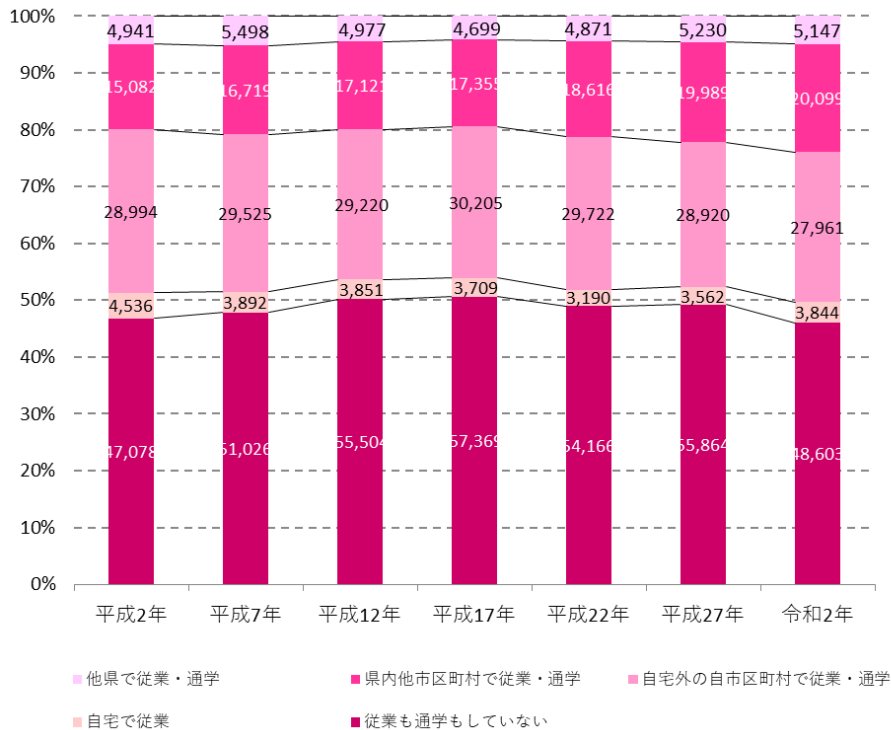


図 5 従業・通学地（女性）（国勢調査より）

(3) 行動の種類別総平均時間の推移

景観計画策定時に用いた昭和 61 年から平成 28 年までの社会生活基本調査の結果では、時間の使い方傾向として男性、女性ともに 15 歳未満は学業に費やす時間が増加しています。男性の 15 歳以上は仕事・学業に費やす時間が減少傾向にあり家事と 3 次活動に費やす時間が多くなっていました。女性の 15～64 歳は家事に費やす時間が減少し、仕事や学業、3 次活動に費やす時間が増加し、女性の 65 歳以上は仕事や学業に費やす時間が減少し、家事及び 3 次活動に費やす時間が増加の傾向にありました。

令和 3 年の最新の調査では、男性は 65 歳未満では睡眠・食事などの 1 次活動が過去一番多く、15 歳以上では家事関連の 2 次活動が過去一番多いという結果でした。女性は 65 歳未満は男性と同じく睡眠・食事などの 1 次活動が過去一番多く、15～64 歳では 3 次活動及び家事関連の 2 次活動が過去一番少なく、65 歳以上では家事関連、仕事・学業等の 2 次活動が過去一番多いという結果でした。

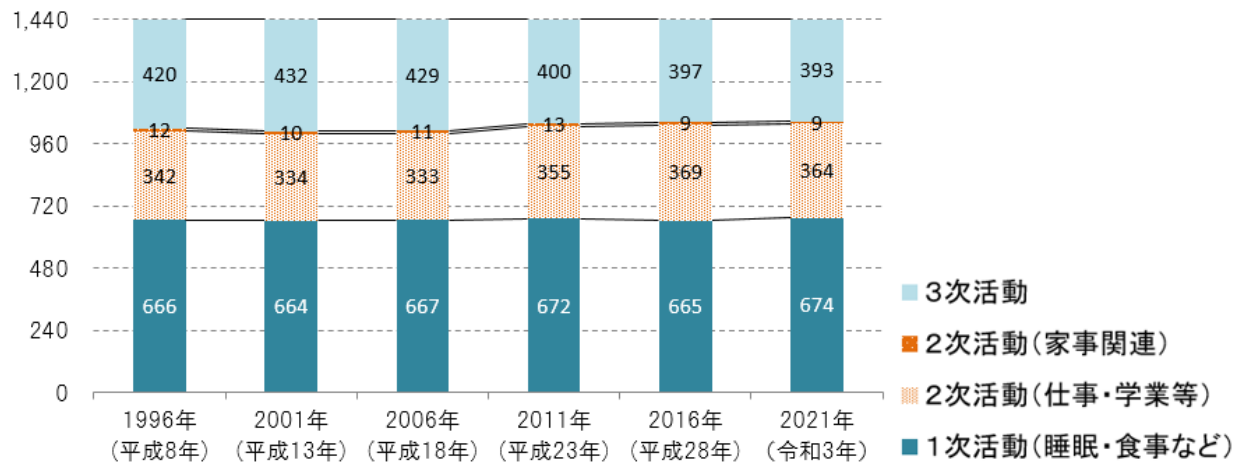


図 6-1 行動の種類別総平均時間の推移（平日・男性）（10～14 歳）（社会生活基本調査より）

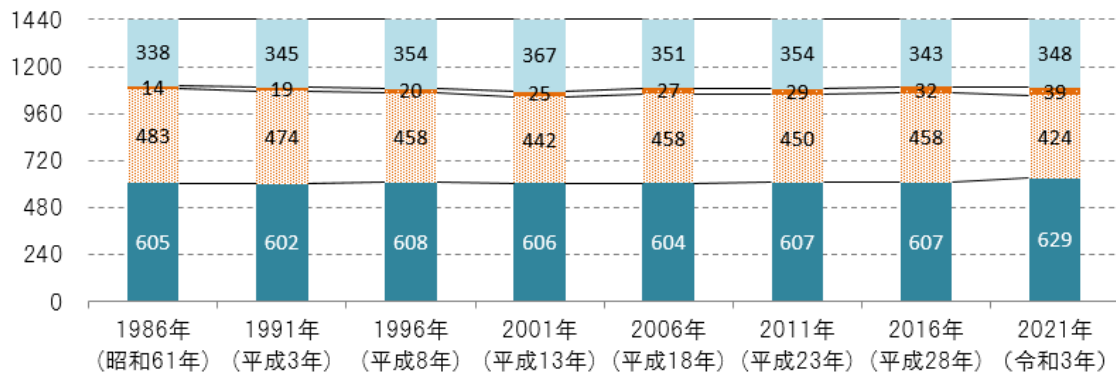


図 6-2 行動の種類別総平均時間の推移（平日・男性）（15～64 歳）（社会生活基本調査より）

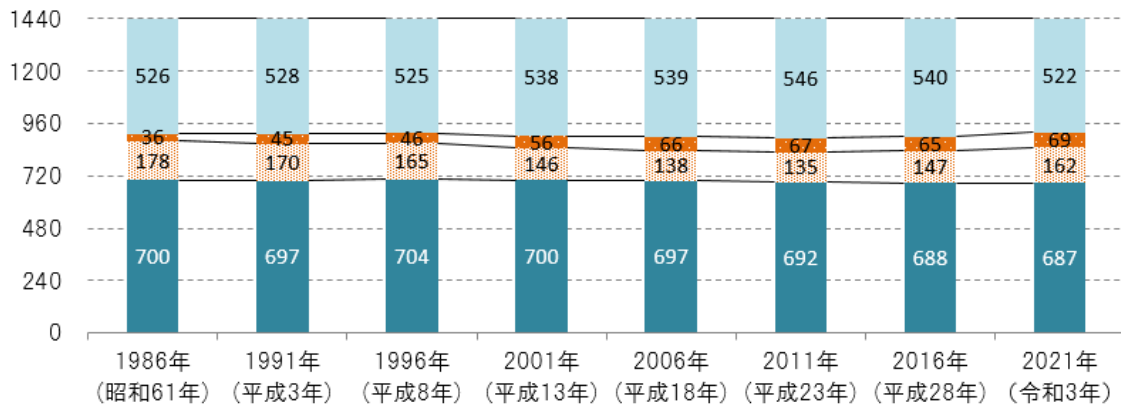


図 6-3 行動の種類別総平均時間の推移（平日・男性）（65 歳以上）（社会生活基本調査より）

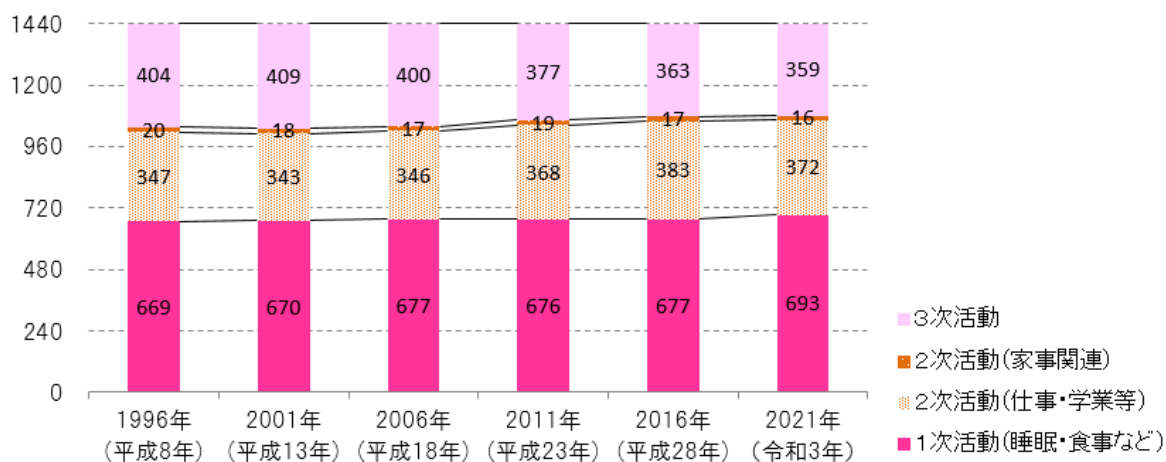


図 7-1 行動の種類別総平均時間の推移（平日・女性）（10～14 歳）（社会生活基本調査より）

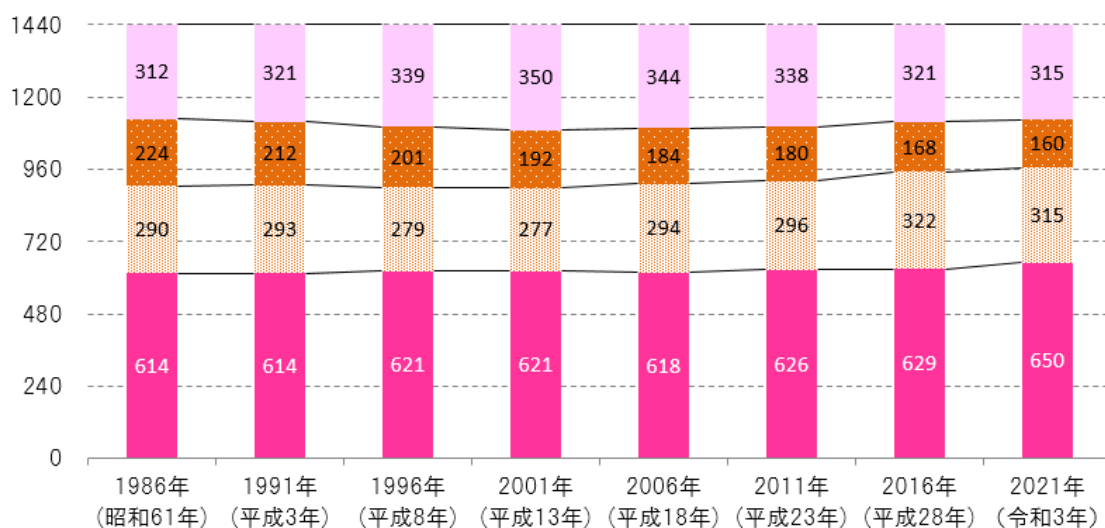


図 7-2 行動の種類別総平均時間の推移（平日・女性）（15～64 歳）（社会生活基本調査より）

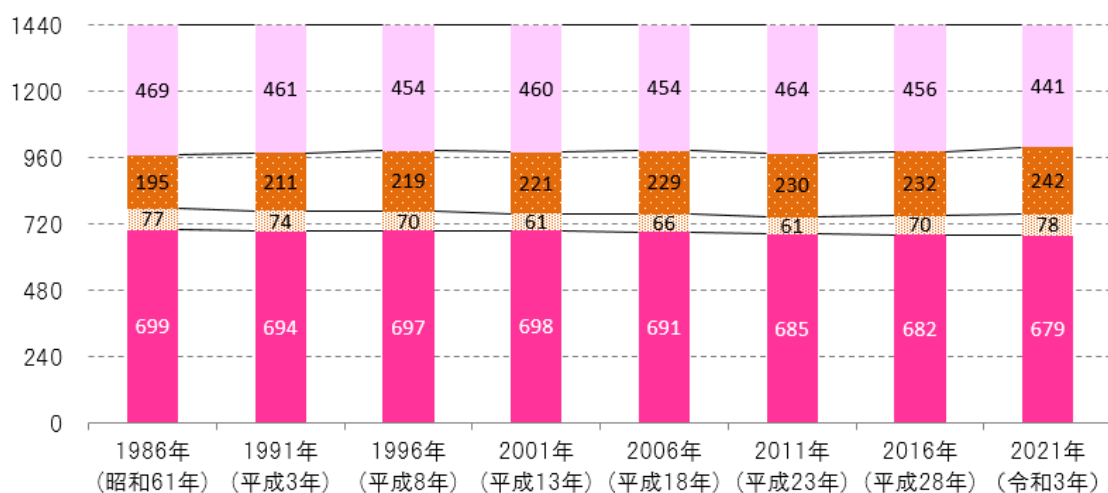


図 7-3 行動の種類別総平均時間の推移（平日・女性）（65 歳以上）（社会生活基本調査より）

4 景観ポイント及び眺望点の定点観測

4 景観ポイント及び眺望点の定点観測

景観計画では、景観ゾーンの景観特性をよく表し、茅ヶ崎の「見どころ」となっている（又は将来的になる）場所を景観ポイントとして、また、市内の中でも見晴らしの良い地点で見晴らしを確保すべき場所を眺望点として定め、定点観測を行うことにより景観が守られているかを評価することとしています。

景観ポイント及び眺望点の定点観測では、各景観ポイント・眺望点で行われた事業を整理するとともに、ハード面での事業により景観に変化が生じた景観ポイントの「浄見寺周辺」、「茅ヶ崎駅北口」及び「茅ヶ崎駅南口」並びに眺望点の「浜見平団地」及び「ペDESTリアンデッキ」の4か所（「茅ヶ崎駅北口」と「ペDESTリアンデッキ」はまとめて1か所とする）については、景観計画施行時の写真との比較を行いました。

表 8 景観ポイントごと景観形成方針と事業の一覧

上段：景観形成方針		
景観ポイント		下段：市民、事業者及び市による景観ポイントでの事業 ※景観に大きな影響を与える目立った事業がない場合は「－」と表記
北部丘陵地域景観ゾーン	里山公園	自然豊かな環境を保全するとともに、自然を学習・体験する機会を設け、自然景観の価値を知る機会を創出します。
		－
	行谷・芹沢	特別緑地保全地区等に指定し、生きものが生息・生育する緑地を保全します。また、みどりや水辺などを親しむ環境や自然を学ぶ機会を創出します。
		－
	赤羽根字六～九図	特別緑地保全地区やみどりの保全制度を活用し、みどりを保全します。
		－
	浄見寺周辺	浄見寺や民俗資料館周辺の眺望を保全・修景します。また、歴史資産を活用し地区の魅力を高める取組を進めます。
		茅ヶ崎市博物館の建築
	市民の森・清水谷	谷戸の環境を保全するとともに、清水谷や市民の森を活用し、自然と触れ合う機会を創出します。
		－
中部地域景観ゾーン	下寺尾官衙遺跡群	下寺尾官衙遺跡群等を保全するとともに、歴史と触れ合う環境を整備します。また、歴史資産を活用し地区の魅力を高める取組を進めます。
		－
	みずき	駒寄川と住宅地が一体となった住宅地景観を保全します。また、周辺の環境を散策できる環境を整備します。
		公共サインの整備
	松風台	みどりと低層の住宅が調和した住宅景観を維持するため、住民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。
		住民活動によるまちづくり活動の実施及びその支援
	鶴が台	みどり豊かな住宅景観を維持するため、住民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。
		一帯の共同住宅の外壁塗替を実施
	鶴嶺参道	松並木を保全するとともに、屋外広告物等の規制・誘導を進めます。
		－

	旧相模川橋脚	史跡と梅や桜が楽しめる空間を保全します。
		—
	(仮称) 西久保新駅	西久保新駅の整備に併せて、みどりが豊かで、市民の憩いの場となる駅前空間を整備します。
		—
	萩園	田畑が広がる景観を保全します。
		2020 年以降コスモスを植えていた活動が休止
	相模川河畔	生きものが生息・生育する水辺の環境を市民と協働で保全します。また、水辺の環境と触れ合う機会を創出します。
		—
海岸地域景観ゾーン	鉄砲道	徒歩や自転車で巡って楽しい道路空間を創出します。また、沿道の店舗と協働し、沿道の景観づくりを進めます。
		景観重要公共施設に指定
	菱沼海岸	日本のサーフィンの発祥地である茅ヶ崎の価値を伝えるため、パークなどサーフィンスポットを景観資源に指定します。
		—
	中海岸	日本のサーフィンの発祥地である茅ヶ崎の価値を伝えるため、白樺などのサーフィンスポットを景観資源に指定します。
		—
	柳島	道の駅、柳島スポーツ公園、しおさい広場や柳島キャンプ場で、海岸地域の文化を味わえる空間を創出します。
		—
	サザンビーチ・茅ヶ崎漁港海岸公園	富士山の眺望を確保するとともに、浜降祭や湘南祭など茅ヶ崎を代表するお祭りなどの景観資源を継承します。
		—
	ラチエン通り	えぼし岩の眺望やみどりを楽しめる沿道景観を形成します。また、開高健記念館・茅ヶ崎ゆかりの人物館にあるみどり等を保全します。
		—
中心市街地景観ゾーン	茅ヶ崎駅北口	落ち着いたきのある眺望景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制・誘導を進めます。
		物販店舗の建築、医療施設の建築
	市役所周辺	公共的機能を維持しつつ、交流や文化的活動が生まれる環境を創出します。
		ホテルの建築
	茅ヶ崎駅南口	バス、タクシーが利用しやすい駅前広場へ再整備し、海の雰囲気を感じる明るく、軽快な空間づくりを進めます。
		公共サインの整備、バス停上屋の建築
	美術館・高砂緑地周辺	神奈川県景観 100 選にも選ばれた高砂緑地周辺の松並木等、みどり豊かな景観を保全します。
		—
	鉄砲道	徒歩や自転車で巡って楽しい道路空間を創出し、沿道の店舗と協働し、沿道の景観づくりを進めます。
		景観重要公共施設に指定

表 9 眺望点ごと景観形成方針と事業の一覧

上段：景観形成方針		
眺望点		下段：市民、事業者及び市による景観ポイントでの事業 ※景観に大きな影響を与える目立った事業がない場合は「－」と表記
北部丘陵地域 景観ゾーン	里山公園（芹 沢・柳谷）	近景の樹林や水田、畑と一体となった大山や富士山への眺望を確保します。
		－
	赤羽根土地改 良区	田畑からの富士山の眺望を確保します。また、工作物等の設置にあたっては、周辺の景 観に調和を図ります。
		－
	旧和田家住宅	旧和田家住宅を望む眺望を確保・修景します。
		旧和田家住宅の耐震改修工事を実施
	旧三橋家住宅	旧三橋家住宅を望む眺望を確保・修景します。
		－
中部地域景観 ゾーン	殿山公園	殿山公園から見える市街地と相模湾への眺望を確保します。
		－
	鳥井戸橋・石原 橋	千ノ川沿岸の建築物の形態等を誘導し、橋から一望できる富士山の眺望を確保します。
		－
	富士見橋	千ノ川沿岸の建築物の形態等を誘導し、橋から一望できる富士山の眺望を確保します。
		－
	中島	富士山と湘南平の眺望を確保します。
		－
海岸地域景観 ゾーン	茅ヶ崎公園歩 道橋	国道 134 号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。
		4 階建て店舗の建築
	ヘッドランド	茅ヶ崎漁港周辺地区の景観の形成を進めるとともに、相模湾を一望する眺望と富士山お よび箱根・丹沢山系の眺望を確保します。
		－
	一中えぼし岩 歩道橋	国道 134 号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。
		－
	浜須賀歩道橋	国道 134 号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。
		－
	ラチエン通り (松が丘交差点)	えぼし岩の眺望を確保するとともに、みどりを楽しめる沿道景観を形成します。
		－
	浜見平団地	富士山と丹沢山系の眺望を確保します。
		給水塔の解体、浜見平グラウンド防球ネット及び公衆便所等の建築、共同住宅の建築
中心市街地景 観ゾーン	ペDESTリア ンデッキ	落ち着きのある眺望景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制・誘導を 進めます。
		物販店舗の建築、医療施設の建築

(1) 浄見寺周辺

	2018 (H30)	2022 (R4)
基準となる地点		
事業の概要	- 当該ポイントで茅ヶ崎市博物館の建築が行われた。 - 景観まちづくりアドバイザーとの協議、景観まちづくり審議会への諮問を実施 - 長大な壁面に対する圧迫感の軽減、建物高さ、色彩、植栽等を指導した。	

(2) 茅ヶ崎駅北口・ペデストリアンデッキ

	2018 (H30)	2022 (R4)
基準となる地点（眺望点）		
事業の概要	6 階建て物販店舗の建築が行われた。 - 景観まちづくりアドバイザーとの協議、景観まちづくり審議会への報告を実施。 - 緑化、外観デザイン、屋外広告物等について指導した。 - 地上 12 階建て医療施設の建築が行われた。 - 景観まちづくりアドバイザーとの協議、景観まちづくり審議会への報告を実施。 - 特別景観まちづくり地区内での景観的配慮とみどりの創出、周囲と調和する建物高さ、色彩等について指導した。	

(3) 茅ヶ崎駅南口

	2018 (H30)	2022 (R4)
基準となる地点		
事業の概要	- 茅ヶ崎駅南口駅前広場上屋の建築が行われた。 - 茅ヶ崎駅南口駅前広場に公共サインを2基設置した。	

(4) 浜見平団地

	2018 (H30)	2022 (R4)
眺望点①		
眺望点②		
事業の概要	・ 眺望点①では、給水塔が解体され、浜見平グラウンドの整備が始まった。 ・ 浜見平グラウンドの整備については、景観まちづくり審議会に諮問し、グラウンドを囲む防球ネットの高さ及び色彩について景観上の配慮を求めた。 ・ 眺望点②では8階建ての共同住宅の建築が行われた。	

茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））報告書

令和5年（2023年）3月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 都市部景観みどり課

〒253-8686 神奈川茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>